

東京都内市町村の給与制度の状況の公表について

東京都内市町村の給与制度の状況については、各市町村のホームページや広報等において公表されているところですが、このたび、都内39市町村の給与制度の状況について取りまとめましたので、公表いたします。

1 公表の目的

地方公共団体において、給与に関する状況の積極的な公表が求められている中、都内市町村の給与制度の透明性を向上し、住民等が各市町村の給与制度を容易に比較・分析できるようにするため、都内市町村の給与制度の状況の公表を行う。

2 公表事項

- ・ 給料表に関する状況
- ・ 諸手当に関する状況
- ・ 期末・勤勉手当に関する状況

3 公表方法

東京都総務局行政部ホームページへの掲載（令和5年9月15日 14時）
行政部ホームページ <http://www.soumu.metro.tokyo.jp/05gyousei/index.html>

問合せ先
総務局行政部市町村課
電話 03-5388-2431(直通)

東京都内市町村の給与制度の状況 <令和5年4月1日現在>

給与制度の状況については、毎年、各市町村において公表されているところですが、このたび、都内 39 市町村の給与制度の状況について取りまとめましたので、公表いたします。

なお、既に条例又は規則改正が行われており、経過措置中の団体及び改正内容については、表外に記載しています。

1 給料表に関する状況

(1) 最高号給

給料表は、職員に支給する給料月額を定めた表であり、職務の種類に応じ、異なる給料表を団体ごとに条例で定めています。

さらに、給料表は、職員の職務の複雑、困難及び責任の度に基づき、職務の級に分類されています。

この項目では、行政職給料表（一）について、「各職級の最高号給」を一覧表にしています。

行政職給料表（一）は、国は人事院の勧告に基づき、東京都や特別区は人事委員会の勧告に基づき給料表を設定しています。一方、都内の市町村は人事委員会を設置している団体がいないため、各団体がそれぞれの考え方で給料表を作成しています。

2 諸手当に関する状況

(1) 地域手当

地域手当は、地域の民間賃金水準を公務員給与に適切に反映するため、主に民間賃金の高い地域に勤務する職員に支給される手当です。支給率は団体ごとに国基準が示されています。

この項目では、令和5年4月1日現在の「国基準支給率」と「団体支給率」を一覧表にしています。

(2) 扶養手当

扶養手当は、扶養親族を有する職員に対して支給される手当です。支給に当たって、全ての団体で扶養親族の収入による制限を設けています。

この項目では、「配偶者」「子」「父母等」に対する手当額及び「特定期間加算※」、並びに扶養手当の支給に当たっての収入限度額要件（130 万円未満）の有無を一覧表にしています。

※特定期間加算：扶養親族である子で満 15 歳に達する日以後の最初の 4 月 1 日から満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子がいる場合に加算

(3) 住居手当

住居手当は、借家・借間又は持家に居住する世帯主等の職員に支給される手当です。支給に当たって、一部の団体では年齢による制限を設けています。

この項目では、年齢による制限の有無及び「借家・借間」又は「持家」における住居手当の「支給限度額」を一覧表にしています。

(4) 管理職手当

管理職手当は、管理又は監督の地位にある一定範囲の職員に対して、その職務ないし勤務形態の特殊性に鑑みて支給される手当です。
この項目では、「課長級・部長級」における管理職手当の「支給額」を一覧表にしています。

3 期末・勤勉手当に関する状況

(1) 期末・勤勉手当

期末手当は、民間における賞与等の特別給との均衡上支給される手当です。また、勤勉手当は、職員の勤務成績に応じて支給される手当です。
この項目では、「一般職・課長級・部長級」における期末・勤勉手当「支給率」、「3月期末」の有無及び勤勉手当の支給基礎額への扶養手当の算入状況を一覧表にしています。

(2) 職務段階別加算率

職務段階別加算率は、役職ごとの職責に応じ、期末・勤勉手当に対して行われる加算のことであり、加算率は団体ごとに定めています。
この項目では、職務段階ごとの加算率を一覧表にしています。

1 給料表に関する状況

(1) 最高号給

令和5年4月1日 現在 (単位:円)

団体名	行政職給料表(一)最高号給				
	主事級	主任級	係長級	課長級	部長級
八王子市	324,300	362,500	415,100	455,000	517,800
立川市	324,300	362,500	415,100	455,000	526,700
武蔵野市	324,300	362,500	415,100	455,000	526,700
三鷹市	324,300	362,500	415,100	455,000	526,700
青梅市	324,300	362,500	415,100	455,000	516,900
府中市	324,300	362,500	415,100	455,000	526,700
昭島市	324,300	362,500	415,100	455,000	508,900
調布市	324,300	362,500	415,100	455,000	526,700
町田市	324,300	362,500	415,100	455,000	508,900
小金井市	324,300	362,500	415,100	455,000	494,000
小平市	324,300	362,500	415,100	455,000	526,700
日野市	324,300	362,500	415,100	455,000	526,700
東村山市	324,300	362,500	415,100	455,000	526,700
国分寺市	324,300	362,500	415,100	455,000	526,700
国立市	324,300	362,500	406,400	455,000	508,900
福生市	324,300	362,500	415,100	455,000	526,700
狛江市	324,300	362,500	415,100	455,000	526,700
東大和市	324,300	362,500	415,100	455,000	508,900
清瀬市	324,300	362,500	415,100	455,000	494,000
東久留米市	324,300	362,500	415,100	455,000	526,700
武蔵村山市	324,300	362,500	415,100	455,000	494,000
多摩市	324,300	362,500	415,100	455,000	508,900
稲城市	324,300	362,500	415,100	455,000	508,900
羽村市	324,300	362,500	415,100	455,000	526,700
あきる野市	324,300	362,500	415,100	455,000	508,900
西東京市	324,300	362,500	415,100	455,000	494,000
瑞穂町	324,300	362,500	415,100	455,000	494,000
日の出町	324,300	362,500	415,100	455,000	—
檜原村	324,300	362,500	415,100	455,000	—
奥多摩町	324,300	362,500	415,100	455,000	—
大島町	247,600	304,200	350,000	393,000	—
利島村	247,600	304,200	350,000	393,000	—
新島村	247,600	304,200	350,000	393,000	—
神津島村	247,600	304,200	350,000	393,000	—
三宅村	247,600	304,200	350,000	393,000	—
御蔵島村	247,600	304,200	350,000	393,000	—
八丈町	247,600	304,200	350,000	393,000	—
青ヶ島村	247,600	304,200	350,000	393,000	—
小笠原村	247,600	304,200	350,000	393,000	—

2 諸手当に関する状況

(1) 地域手当

令和5年4月1日 現在

団体名	国基準支給率	団体支給率
八王子市	15.0%	15.0%
立川市	12.0%	12.0%
武蔵野市	16.0%	16.0%
三鷹市	10.0%	15.0%
青梅市	15.0%	15.0%
府中市	15.0%	15.0%
昭島市	15.0%	15.0%
調布市	16.0%	16.0%
町田市	16.0%	16.0%
小金井市	15.0%	15.0%
小平市	16.0%	16.0%
日野市	16.0%	16.0%
東村山市	15.0%	15.0%
国分寺市	16.0%	16.0%
国立市	15.0%	15.0%
福生市	15.0%	15.0%
狛江市	16.0%	16.0%
東大和市	12.0%	12.0%
清瀬市	16.0%	16.0%
東久留米市	6.0%	10.0%
武蔵村山市	3.0%	10.0%
多摩市	16.0%	16.0%
稲城市	15.0%	15.0%
羽村市	6.0%	8.5%
あきる野市	10.0%	10.0%
西東京市	15.0%	15.0%
瑞穂町	0.0%	10.0%
日の出町	0.0%	8.0%
檜原村	0.0%	7.5%
奥多摩町	0.0%	8.0%
大島町	0.0%	0.0%
利島村	0.0%	0.0%
新島村	0.0%	0.0%
神津島村	0.0%	0.0%
三宅村	0.0%	0.0%
御蔵島村	0.0%	0.0%
八丈町	0.0%	0.0%
青ヶ島村	0.0%	0.0%
小笠原村	0.0%	0.0%

2 諸手当に関する状況

(2) 扶養手当

令和5年4月1日 現在 (単位:円)

団体名	配偶者	子	父母等	特定期間加算	130万円未満の収入の扶養親族のみ支給
八王子市	6,000	9,000	6,000	4,000	○
立川市	6,000	9,000	6,000	4,000	○
武蔵野市	6,000	9,000	6,000	4,000	○
三鷹市	6,000	9,000	6,000	4,000	○
青梅市	6,000	9,000	6,000	4,000	○
府中市	6,000	9,000	6,000	4,000	—
昭島市	6,000	9,000	6,000	4,000	○
調布市	6,000	9,000	6,000	4,000	—
町田市	6,000	9,000	6,000	4,000	○
小金井市	6,000	9,000	6,000	4,000	○
小平市	6,000	9,000	6,000	4,000	○
日野市	6,000	9,000	6,000	4,000	○
東村山市	6,000	9,000	6,000	4,000	○
国分寺市	6,000	9,000	6,000	4,000	○
国立市	6,000	9,000	6,000	4,000	○
福生市	6,000	9,000	6,000	4,000	○
狛江市	6,000	9,000	6,000	4,000	○
東大和市	6,000	9,000	6,000	4,000	○
清瀬市	6,000	9,000	6,000	4,000	○
東久留米市	6,000	9,000	6,000	4,000	○
武蔵村山市	6,000	9,000	6,000	4,000	○
多摩市	6,000	9,000	6,000	4,000	○
稲城市	6,000	9,000	6,000	4,000	○
羽村市	6,000	9,000	6,000	4,000	○
あきる野市	6,000	9,000	6,000	4,000	○
西東京市	6,000	9,000	6,000	4,000	○
瑞穂町	6,000	9,000	6,000	4,000	○
日の出町	6,000	9,000	—	4,000	○
檜原村	6,000	9,000	6,000	4,000	○
奥多摩町	6,000	9,000	6,000	4,000	—
大島町	6,500	10,000	6,500	5,000	○
利島村	6,500	10,000	6,500	5,000	○
新島村	6,500	10,000	6,500	5,000	—
神津島村	6,500	10,000	6,500	5,000	○
三宅村	6,500	10,000	6,500	5,000	○
御蔵島村	6,500	10,000	6,500	5,000	○
八丈町	6,500	10,000	6,500	5,000	○
青ヶ島村	6,500	10,000	6,500	5,000	○
小笠原村	6,500	10,000	6,500	5,000	○

※ 府中市・調布市・奥多摩町・新島村: 130万円未満の収入の扶養親族のほか、公的年金等の支給を受けている者のうち、障害年金を受けている者又は60歳以上の者にあつては180万円未満の収入の扶養親族も対象

2 諸手当に関する状況

(3)住居手当

令和5年4月1日 現在 (単位:円)

団体名	35歳未満 のみ支給	支給限度額	
		借家・借間	持家
八王子市	○	15,000	—
立川市	—	13,000	—
武蔵野市	○	15,000	—
三鷹市	○	15,000	—
青梅市	○	15,000	—
府中市	○	15,000	—
昭島市	○	15,000	—
調布市	○	15,000	—
町田市	○	15,000	—
小金井市	○	15,000	—
小平市	○	15,000	—
日野市	○	15,000	—
東村山市	○	15,000	—
国分寺市	○	15,000	—
国立市	○	15,000	—
福生市	○	15,000	—
狛江市	○	15,000	—
東大和市	○	15,000	—
清瀬市	○	15,000	—
東久留米市	○	15,000	—
武蔵村山市	○	15,000	—
多摩市	○	15,000	—
稲城市	○	15,000	—
羽村市	○	15,000	—
あきる野市	○	15,000	—
西東京市	○	15,000	—
瑞穂町	○	15,000	—
日の出町	○	15,000	—
檜原村	○	15,000	—
奥多摩町	○	15,000	—
大島町	—	28,000	—
利島村	—	28,000	—
新島村	—	28,000	—
神津島村	—	28,000	—
三宅村	—	28,000	—
御蔵島村	—	28,000	—
八丈町	—	28,000	—
青ヶ島村	—	28,000	—
小笠原村	—	28,000	—

※ 立川市: 令和7年4月1日から35歳未満で借家・借間に住む世帯主等に15,000円とすることで条例改正済み

2 諸手当に関する状況

(4)管理職手当

令和5年4月1日 現在 (単位:円)

団体名	課長級	部長級	その他
八王子市	89,600	126,900	—
立川市	80,000	115,000	—
武蔵野市	84,000	102,800	副参事75,100、参事93,500
三鷹市	89,000	115,000	課長補佐及び副主幹67,800、担当課長及び参事83,000、担当部長106,500
青梅市	80,000	106,500	担当部長92,600
府中市	92,600	115,000	課長補佐73,900、次長106,500
昭島市	75,000	103,000	総務部担当課長67,800、枢要課長80,000、枢要部長115,000
調布市	89,600	115,000	課長補佐67,800、次長106,500
町田市	75,000	120,000	担当課長47,000、特命担当課長(建築審査担当課長を除く)65,000、特命担当課長(建築審査担当課長)75,000、建築開発審査課長(建築審査担当課長を兼ねる場合)85,000、次長105,000
小金井市	76,000	103,000	—
小平市	79,200	100,200	課長補佐59,800
日野市	79,000	114,000	課長補佐67,000、主幹76,000、 参事(広報政策担当除く)100,000、危機管理監133,000
東村山市	74,000	94,000	次長83,000
国分寺市	73,400	96,600	統括課長85,000
国立市	73,300	100,400	—
福生市	81,000	105,000	—
狛江市	76,000	103,000	課長補佐62,000、主幹71,000、理事91,000
東大和市	71,000	95,000	参事・会計管理者83,000
清瀬市	67,800	90,300	副参事58,800、参事81,600、統括監113,600
東久留米市	65,985	98,800	—
武蔵村山市	71,000	95,000	市長が定めた事務を担当しない主幹・課長補佐・副主幹53,000
多摩市	80,000	115,000	統括課長106,500
稲城市	73,400	101,700	主幹57,600、統括課長85,900
羽村市	70,000	89,300	—
あきる野市	65,000	90,000	—
西東京市	79,000	98,800	部次長・副参与84,000
瑞穂町	70,000	94,000	—
日の出町	78,000	—	主幹40,000、担当課長60,000
檜原村	78,000	—	主幹65,000
奥多摩町	78,000	—	—
大島町	59,500	—	主幹55,500、統括課長62,300
利島村	59,500	—	主幹55,000
新島村	59,500	—	主幹40,000
神津島村	55,000	—	主幹40,000
三宅村	59,500	—	統括課長62,300
御蔵島村	55,000	—	統括課長58,950
八丈町	59,500	—	課長補佐55,500、統括課長62,300
青ヶ島村	59,500	—	課長補佐30,000
小笠原村	59,500	—	—

3 期末・勤勉手当に関する状況

(1) 期末・勤勉手当

令和5年4月1日現在 (単位:月)

団体名	一般職			課長級			部長級			3月期末	扶養手当の 算入 (勤勉手当)
	期末	勤勉	計	期末	勤勉	計	期末	勤勉	計		
八王子市	2.40	2.15	4.55	2.40	2.15	4.55	2.40	2.15	4.55	—	—
立川市	2.40	2.15	4.55	2.00	2.55	4.55	1.80	2.75	4.55	—	—
武蔵野市	2.40	2.15	4.55	2.40	2.15	4.55	1.80	2.75	4.55	—	—
三鷹市	2.40	2.15	4.55	2.00	2.55	4.55	1.80	2.75	4.55	—	—
青梅市	2.40	2.15	4.55	2.00	2.55	4.55	1.80	2.75	4.55	—	—
府中市	2.40	2.15	4.55	2.40	2.15	4.55	2.40	2.15	4.55	—	—
昭島市	2.40	2.15	4.55	2.40	2.15	4.55	2.40	2.15	4.55	—	—
調布市	2.40	2.15	4.55	2.40	2.15	4.55	2.40	2.15	4.55	有	—
町田市	2.40	2.15	4.55	2.00	2.55	4.55	1.80	2.75	4.55	—	—
小金井市	2.40	2.15	4.55	2.00	2.55	4.55	1.80	2.75	4.55	—	—
小平市	2.40	2.15	4.55	2.00	2.55	4.55	1.80	2.75	4.55	—	—
日野市	2.40	2.15	4.55	2.40	2.15	4.55	2.40	2.15	4.55	—	—
東村山市	2.40	2.15	4.55	2.40	2.15	4.55	2.40	2.15	4.55	—	—
国分寺市	2.40	2.15	4.55	2.00	2.55	4.55	1.80	2.75	4.55	—	—
国立市	2.40	2.15	4.55	2.00	2.55	4.55	1.80	2.75	4.55	有	—
福生市	2.40	2.15	4.55	2.00	2.55	4.55	1.80	2.75	4.55	—	—
狛江市	2.40	2.15	4.55	2.00	2.55	4.55	1.80	2.75	4.55	—	—
東大和市	2.40	2.15	4.55	2.00	2.55	4.55	1.80	2.75	4.55	—	—
清瀬市	2.40	2.15	4.55	2.00	2.55	4.55	1.80	2.75	4.55	—	—
東久留米市	2.40	2.15	4.55	2.40	2.15	4.55	2.40	2.15	4.55	有	—
武蔵村山市	2.40	2.15	4.55	2.00	2.55	4.55	1.80	2.75	4.55	—	—
多摩市	2.40	2.15	4.55	2.00	2.55	4.55	1.80	2.75	4.55	—	有
稲城市	2.35	2.20	4.55	1.95	2.60	4.55	1.75	2.80	4.55	—	—
羽村市	2.40	2.15	4.55	2.40	2.15	4.55	2.40	2.15	4.55	—	有
あきる野市	2.40	2.15	4.55	2.00	2.55	4.55	1.80	2.75	4.55	—	—
西東京市	2.40	2.15	4.55	2.40	2.15	4.55	1.80	2.75	4.55	—	有
瑞穂町	2.40	2.15	4.55	2.40	2.15	4.55	2.40	2.15	4.55	有	—
日の出町	2.40	2.15	4.55	2.40	2.15	4.55	—	—	—	—	—
檜原村	2.40	2.15	4.55	2.40	2.15	4.55	—	—	—	—	—
奥多摩町	2.40	2.15	4.55	2.40	2.15	4.55	—	—	—	—	—
大島町	2.40	2.00	4.40	2.40	2.00	4.40	—	—	—	—	—
利島村	2.40	2.00	4.40	2.00	2.40	4.40	—	—	—	—	—
新島村	2.40	2.00	4.40	2.40	2.00	4.40	—	—	—	—	—
神津島村	2.40	2.00	4.40	2.40	2.00	4.40	—	—	—	—	—
三宅村	2.40	2.00	4.40	2.40	2.00	4.40	—	—	—	—	—
御蔵島村	2.40	2.00	4.40	2.40	2.00	4.40	—	—	—	—	—
八丈町	2.40	2.00	4.40	2.40	2.00	4.40	—	—	—	—	—
青ヶ島村	2.40	2.00	4.40	2.40	2.00	4.40	—	—	—	—	—
小笠原村	2.40	2.00	4.40	2.00	2.40	4.40	—	—	—	—	—

3 期末・勤勉手当に関する状況

(2)職務段階別加算率

令和5年4月1日 現在

団体名	主事	主任	係長(主査)	課長補佐	課長	部長	その他
八王子市	0%	3%	6%	10%	15%	20%	—
立川市	0%	3%	6%	—	15%	20%	—
武蔵野市	0%	4%	7%	10%	15%	20%	—
三鷹市	0%	3%	6%	10%	15%	20%	—
青梅市	0%	3%	6%	—	15%	20%	—
府中市	0%	3%	6%	10%	15%	20%	次長18%
昭島市	0%	3%	6%	—	15%	20%	—
調布市	0%	3%	6%	10%	15%	20%	次長18%
町田市	0%	3%	6%	—	15%	20%	統括係長9%、担当課長10%
小金井市	0%	3%	6%	—	15%	20%	—
小平市	0%	3%	6%	10%	15%	20%	—
日野市	0%	3%	6%	10%	15%	20%	—
東村山市	0%	3%	6%	10%	15%	20%	次長15%
国分寺市	0%	3%	6%	—	15%	20%	担当課長13%、担当部長18%
国立市	0%	3%	6%	10%	15%	20%	—
福生市	0%	3%	6%	10%	15%	20%	—
狛江市	0%	3%	6%	10%	15%	20%	—
東大和市	0%	3%	6%	—	15%	20%	参事・会計管理者15%
清瀬市	0%	3%	6%	10%	15%	20%	副参事13%、参事18%
東久留米市	0%	3%	6%	10%	15%	20%	—
武蔵村山市	0%	3%	6%	10%	15%	20%	—
多摩市	0%	3%	6%	—	15%	20%	—
稲城市	0%	3%	6%	—	15%	20%	—
羽村市	0%	3%	6%	—	15%	20%	—
あきる野市	0%	3%	6%	10%	15%	20%	—
西東京市	0%	3%	6%	10%	15%	20%	部次長・副参与15%
瑞穂町	0%	3%	6%	—	15%	20%	—
日の出町	0%	3%	6%	10%	15%	—	主査・担当係長5% 主幹・担当課長12%
檜原村	0%	3%	6%	10%	15%	—	主幹12%
奥多摩町	0%	3%	6%	10%	15%	—	—
大島町	0%	3%	6%	—	15%	—	統括係長10%
利島村	0%	0%	5%	10%	10%	—	主幹10%
新島村	0%	3%	6%	—	15%	—	統括係長10%、主幹12%
神津島村	0%	0%	5%	10%	15%	—	—
三宅村	0%	0%	5%	5%	15%	—	—
御蔵島村	0%	0%	5%	5%	10%	—	統括課長15%
八丈町	0%	3%	6%	15%	15%	—	統括係長10%
青ヶ島村	0%	3%	5%	8%	10%	—	—
小笠原村	0%	0%	5%	5%	10%	—	—

※ 職務段階の区分は、都内市町村における一般的な呼称による分類としている。

※ 武蔵野市：令和6年4月1日から主任3%、係長6%とすることで規則改正済み

